

医療・介護情報共有ネットワーク いな電子@連絡帳 利用規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、伊那市（以下「市」という。）の医療機関、介護保険事業所、その他市長が認めた者が情報共有を行うため「いな電子@連絡帳」（以下「電子@連絡帳」という）の利用に関する必要事項を定め、適正かつ円滑に運用する事を目的とする。

(電子@連絡帳の定義)

第2条 本規約において、電子@連絡帳とは、「支援対象者」の個人情報保護を厳重に図りながら、医療機関や介護保険事業所等の支援者がシステムを活用し、診療・検査や日々のケア等から得られた情報を共有する事で多職種連携を図り、支援対象者に質の高い医療・介護サービスを提供することを目的とした仕組みとする。

(支援対象者)

第3条 「支援対象者」とは伊那市に住所を有し、伊那市に居住する40歳以上の者、及び、市長が必要と認めた者とする。

(電子@連絡帳の運営)

第4条 電子@連絡帳は市の管理のもと運営し、いな電子@連絡帳事務局（以下「事務局」とする。）を福祉相談課に設置する。

2 市は電子@連絡帳の運用管理を契約した事業者（以下「契約事業者（株式会社インターネットイニシアティブ）」という。）に依頼することができる。

3 契約事業者は、国の法律及びガイドラインに準じたサービス仕様書と情報セキュリティ基本方針 (<https://www.iiij.ad.jp/securitypolicy/>) に基づき、電子@連絡帳の運用管理を行う。

第2章 利用に関する事項

(利用事業所の範囲)

第5条 電子@連絡帳を利用する医療機関・介護保険事業所・その他市長が認めた者等（以下「利用事業所」という。）で、第3条に定める支援対象者を支援する者とする。

2 電子@連絡帳を利用することができる者（以下「利用者」という。）は当該利用事業所に属する者のみとする。

(利用の申請と同意)

第6条 電子@連絡帳の利用を希望する利用事業所は当該施設における管理者（以下「施設管理者」という。）を決定しなければならない。施設管理者は

ポータルサイトを使用し、市に対して利用申請を行う。
施設責任者は電子@連絡帳の施設登録申請の送信を以って、利用規約に同意したものとする。

(利用権の設定)

第7条 施設管理者は、市から付与されたアクセスコードを用い利用者管理システムを使用して、利用者の個人毎に専用の利用者識別番号（以下「ユーザーID」という）と暗証番号（以下「パスワード」という）の付与を行う。

2 利用者は、施設管理者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、必要に応じて変更するものとする。

(利用環境の整備)

第8条 利用事業所は、電子@連絡帳を利用するために必要な通信機器、コンピューター、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器及び接続用通信回線インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。

(利用申請の変更)

第9条 施設管理者は、所属する施設内の人事異動やその他の状況変化により、申請内容に変更が生じた場合、速やかにポータルサイトの「利用者管理」から変更登録を行わなければならない。

(利用の廃止)

第10条 施設管理者は、電子@連絡帳システムの利用を中止する場合は、速やかにポータルサイトの「利用廃止申請」から申請を行う。

(ユーザーID、パスワードの再発行)

第11条 施設管理者は利用者のユーザーID またはパスワードが不明になった場合は、施設管理者の責任においてオンライン再発行をすることができる。

2 再発行の手続きが困難な場合は、市に対し該当IDの利用停止と新たなユーザーIDおよびパスワードの付与を依頼することができる。

(利用に関する問い合わせ)

第12条 利用者は電子@連絡帳の利用にあたり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、市の電子@連絡帳事務局に問い合わせることができる。

2 対応時間は、月曜日から金曜日（祝日と年末年始の期間は除く）までの8：30～17：15までとする。

第3章 サービス内容

第1節 電子@連絡帳サービス

(連携方法)

第13条 電子@連絡帳で取り扱う情報は、契約事業者が提供するクラウドのストレージ領域に保管され、利用者は許可された情報のみにアクセスすることができる。

(支援対象者の同意)

第14条 電子@連絡帳で支援対象者に関する情報を他の利用者と共有する場合、利用者は支援対象者本人の同意を得るものとする。同意困難の場合はその家族、後見人等に同意を得る。

- 2 電子@連絡帳に保管された情報について支援対象者本人、もしくは、家族、後見人等から変更・削除の申し出があった場合は、応じなければならない。
- 3 前項の変更・削除の申し出を受けた利用者は、市の事務局に報告する。

(連携情報の保管期間)

第15条 電子@連絡帳で取り扱う情報は、市と契約事業者の契約がある限り電子@連絡帳のシステム内に保管される。

(連携情報の取り扱い)

第16条 電子@連絡帳で取り扱う情報は診療情報の参照情報として扱うものとする。

- 2 電子@連絡帳で取り扱う情報の内容については、市及び契約事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等の如何なる面からも保証しない。
- 3 将来、他の市町村等との連携契約が締結された場合は、電子@連絡帳で取り扱う情報を他の市町村等との間で共有することを可能とする。

第2節 ポータルサイトサービス

(公開する情報)

第17条 ポータルサイトサービスは不特定多数の閲覧者がパソコン等を使用して自由にアクセスできるものとし、電子@連絡帳の概要や利用事業所の情報等を掲載し、広く一般に公開するものとする。

(利用事業所の公開)

第18条 ポータルサイトサービスで一般公開する情報は、利用事業所の名称や連絡先等とする。

- 2 施設管理者は、第6条で定めた電子@連絡帳の登録申請と同時に、アカウントの管理システムに登録されている自らの利用事業所の情報を提供するものとする。
- 3 施設管理者は、内容に変更が生じた場合は速やかに修正する。

(利用事業所限定の情報)

第19条 利用者のみが閲覧できる情報は、市が利用事業所のみ公開する情報

及び第1節に規定した情報とする。

2 市は、公開情報を通告なしに削除することができる。

(公開情報の管理)

第20条 市は、掲載情報の更新など公開情報の管理を行うものとする。

第4章 電子@連絡帳利用に係る留意事項

(ユーザーID、パスワードの管理)

第21条 利用者は施設管理者より付与されたユーザーID及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとし、自己のユーザーID及びパスワードにより電子@連絡帳上でなされた一切の行為及びその結果については、利用者が責任を負うものとする。特に、ユーザーID及びパスワードが第三者の知るところとなり、結果として支援対象者に関する情報が保護されない場合には、関係法令の規定により法的責任が問われる恐れがあるため、利用者は細心の注意をもって管理しなければならない。

(機密保持の責任)

第22条 利用事業所は、ヒューマンエラー、窃盗、詐欺、システムの誤使用等を回避するため、利用者の責任を明確にするとともに、利用者個人に機密保持の責任を持たせるものとする。

2 利用事業所及び市は、電子@連絡帳の利用にあたり、取り扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。

3 利用事業所及び市は、電子@連絡帳で取り扱う情報について、「個人情報の保護に関する法律」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」「医療機関情報システムの安全に関するガイドライン」「伊那市個人情報保護条例」を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとする。

(利用者の教育)

第23条 利用事業所は、利用者が本規約及び諸規程を遵守するため、原則として利用者へのセキュリティ教育を定期的に(年1回程度)実施するとともに、重大なセキュリティ事故等に対しては必要の都度、実施するものとする。

2 前項のセキュリティ教育について、契約事業者は必要となる情報の提示等の協力を行うものとする。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第24条 利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、独自にその事故又は欠陥の解決を図らず、速やかに利用事業所を通じて市へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。その内容の重要度に応じて市は契約事業者へ報告と技術的な相談を行うものとする。

2 市は前項の報告を受けた際、必要に応じて、事故防止の対策を検討するものとする。

3 契約事業者は、市からセキュリティ事故及びその防止に対する対策の検討を依頼された場合は協力を行うものとし、その対応範囲等については、市と契約事業者の間で協議するものとする。

(利用者の意識の高揚)

第25条 利用事業所は、利用者の情報の紛失、消失、及び損傷を防止するため、机上の整理整頓、不在時にパソコン等の電源を消すとともに、パソコン等から個人が直接指示できる外部からのダウンロード、USBメモリ、フロッピー等からの入力、電子メールの操作などについては、特段の注意を払わなければならない。

(正式な手続きのソフトウェア使用)

第26条 電子@連絡帳で取り扱う情報処理システムを保護するため、利用事業所は利用者の個人的な行動を抑制し、外部から調達したソフトウェアはソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し検証済みのものを使用するものとする。

(コンピューターウイルス対策)

第27条 利用事業所は、ウイルス対策ソフトウェアを導入するものとする。またその維持管理については利用事業所において責任をもって実施する。

(移動可能な媒体の取扱い)

第28条 利用事業所は、移動可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難、情報の漏洩及び事業活動の妨害を防止するため、取り扱う移動可能な媒体(磁気テープ、カセット、CD、DVD、印刷された用紙など)については、利用事業所内で一定の取り決めをし、利用、保管、廃棄を行うものとする。

2 前項にて、万一情報の漏洩等により何らかの損害が発生しても、市及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(移動可能な機器の取り扱い)

第29条 利用事業所は、利用者が取り扱う移動可能な機器(タブレットやスマートフォンなど)について、利用事業所の責任において一元的に管理し、利用スタッフに配付したものについては利用スタッフ各自が責任を持って管理するものとする。

2 前項にて、万一情報の漏洩等により何らかの損害が発生しても、市及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(サービス内容の変更)

第30条 市は電子@連絡帳のサービス内容について契約事業者と協議した上、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合は、契約事業者は利用事業所に変更した旨をポータルサイト等を通じて確実に周知するものとする。

(利用権の一時停止等)

第31条 市はユーザーIDの漏洩、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、当該利用者の了承を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止することができるものとする。

- 2 前項の実施に際して緊急性を要する場合、市は契約事業者に作業の代行を依頼する場合がある。契約事業者は停止後できるだけ速やかに市に報告をする。
- 3 前2項により当該利用者に損害が発生した場合、市及び契約事業者はいかなる責任も負わない。

(データバックアップ)

第32条 契約事業者は、電子@連絡帳のシステム内に保管されている情報については、サービス仕様書に基づきデータのバックアップを行う。

- 2 前項のバックアップは、システムの障害に備えるものであり、利用事業所もしくは市からの依頼で個別にバックアップデータへの復元を行うことはできない。よって利用者はデータの誤削除等が起きないように努めるものとする。

(サービスの一時停止)

第33条 市は、次のいずれかが起こった場合には、利用事業所に事前に通知することなく、一時的に電子@連絡帳のサービスを停止することができるものとする。

- (1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 火災、停電等により、ネットワークシステムの維持及びサービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 天災又は不慮の事故により運用が不可能になった場合
 - (4) その他、運用面又は技術面により、契約事業者が一時的な停止（定期もしくは、緊急メンテナンス）が必要と判断し実施する場合
- 2 第1項の規定にかかわらず緊急を要する場合は、契約事業者が一時的に電子@連絡帳のサービスを停止できる。この場合、契約事業者は速やかに市への連絡とポータルサイトへの告知をしなければならない。
- 3 第1項及び第2項により利用事業所に損害が発生した場合、市及び契約事業者はいかなる責任も負わない。

(サービスの中止)

第34条 市は、利用事業所に少なくとも1か月前に予告をした上で、電子@連絡帳のサービス提供を中止することができる。

(禁止行為)

第35条 利用事業所は、電子@連絡帳の利用に際して次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 犯罪的行為に結びつくこと。
- (3) 他の利用者又は第三者の著作権を侵害すること。

- (4) 他の利用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること。
 - (5) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷すること。
 - (6) 本規約に違反すること。
 - (7) 入会時に虚偽の申請を行うこと。
 - (8) 入力されている情報の改ざんを行うこと。
 - (9) ID又はパスワードを不正に使用させること。
 - (10) 電子@連絡帳の運営を妨害すること。
 - (11) その他市が利用者として不適切と判断したこと。
- 2 利用事業所が前項のいずれかに該当する場合、市は当該利用事業所に事前に通知又は催告することなく、利用事業所としての資格を停止することができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が利用事業所としての資格を停止できる。この場合、契約事業者は、停止後速やかに市に報告をしなければならない。
- 4 利用事業所が第1項の各号いずれかに該当することで、市又は契約事業者が損害を被った場合、利用事業所に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。

第5章 その他

(規約の変更及び諸規定の制定等)

第36条 市は、利用事業所の了承を得ることなく、本規約の変更及び諸規程の制定、改廃を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、市は必要に応じて契約事業者と協議するものとする。
- 3 第1項の変更等を行った場合、契約事業者は利用事業所へ変更した旨をポータルサイトサービス等を通じて確実に周知するものとする。

付 則 (施行期日)

- 1 本規約は、令和3年 9月 1日から施行する。
- 2 本規約は、令和4年 1月 1日から施行する。